

なごみの郷 通所介護事業所 ご利用料金表

【基本部分：通所介護】

(5級地 1単位：10.45)

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通常規模型			
		基本単位	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
5時間以上 6時間未満	要介護1	570 単位	596 円	1191 円	1787 円
	要介護2	673 単位	703 円	1406 円	2110 円
	要介護3	777 単位	812 円	1,624 円	2436 円
	要介護4	880 単位	920 円	1,840 円	2759 円
	要介護5	984 単位	1,028 円	2,056 円	3085 円
7時間以上 8時間未満	要介護1	658 単位	688 円	1,376 円	2,063 円
	要介護2	777 単位	812 円	1,624 円	2,436 円
	要介護3	900 単位	941 円	1,881 円	2,822 円
	要介護4	1,023 単位	1,069 円	2,138 円	3,207 円
	要介護5	1,148 単位	1,200 円	2,399 円	3,599 円

※利用料の算定については、利用単位の合計に **10.45** を掛けた値が金額となります。

※実際の料金は算定の端数計算上、数円単位の誤差が生じる可能性があります。

※上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本料金も自動的に改訂されます。その場合は事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		単位数	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
個別機能訓練 加算(I)イ	当該加算の体制・人材要件を満たし、 利用者へ機能訓練を行った場合 (1日につき) ※それぞれの要件を満たした上で機能 訓練を行った場合、イとロのどちらか を算定。	56 単位	59 円	117 円	176 円
個別機能訓練 加算(I)ロ		76 単位	80 円	159 円	239 円
個別機能訓練 加算(II)	1 月につき 個別機能訓練加算(I)に加えて、個別機能 訓練計画等の内容を厚生労働省に提出 し、フィードバックを受けていること (CHASE へのデータ提出とフィードバック の活用)。	20 単位	21 円	42 円	63 円
中重度加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	45 単位	47 円	94 円	141 円
入浴介助加算 (I)	1 日につき 入浴介助を適切に行うことができる人員 及び設備を有して入浴介助を行う。	40 単位	42 円	84 円	126 円
入浴介助加算 (II)	当該加算の算定要件を満たす場合 ※ I と II は併算定不可	55 単位	57 円	115 円	172 円

生活機能向上連携加算(Ⅰ)	当該加算の算定要件を満たす場合(1月につき)	200 単位	209 円	418 円	627 円	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	当該加算の算定要件を満たす場合(1月につき)	100 単位	105 円	209 円	314 円	
ADL維持等加算(Ⅰ)	当該加算の算定要件を満たす場合(1月につき) ※(Ⅰ)・(Ⅱ)のどちらかを算定。	30 単位	31 円	63 円	94 円	
ADL維持等加算(Ⅱ)		60 単位	63 円	126 円	189 円	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき)	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	20 単位	21 円	42 円	63 円	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき)	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	5 単位	5 円	11 円	16 円	
科学的介護推進体制加算(1月につき)	・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	40 単位	42 円	84 円	126 円	
感染症又は災害発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算	①大規模型について、事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎にできる。			基本報酬の3%を加算		
	②感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合。					
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回につき	以下のいずれかに該当すること。①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	22 単位	23 円	46 円	69 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		介護福祉士50%以上	18 単位	19 円	38 円	57 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		以下のいずれかに該当すること。①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上	6 単位	6 円	12 円	19 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ～Ⅴのいずれか1つを算定する。 ※当該加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。	利用単位の5.9%				
介護職員処遇改善加算Ⅱ		利用単位の4.3%				
介護職員処遇改善加算Ⅲ		利用単位の2.3%				

介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ・Ⅱのいずれか1つを算 定する。	利用単位の1.2%
介護職員等特定 処遇改善加算Ⅱ		利用単位の1.0%
ベースアップ等 支援加算	処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを 取得していること	利用単位の1.1%

【減算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件(概要)	減算額			
		単位数	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
送迎を行わない 場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護 事業所との送迎を行わない場合 (片道 につき)	47 単 位	49 円	99 円	148 円
同一建物減算	同一建物居住又は同一建物から利用する方 にサービスを行う場合(1日につき)	94 単 位	98 円	197 円	295 円

【基本部分：総合事業費】

<1日型>

利用者の 要介護度	通所介護費(通所型サービス) [1月につき]			
	基本単位	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
要支援1	1798 単 位	1,879 円	3,758 円	5,637 円
要支援2	1798 (週1回の計画) 単 位	1,879 円	3,758 円	5,637 円
	3621 (週2回の計画) 単 位	3,784 円	7,568 円	11,352 円

※利用料金の算定については、利用単位の合計 **10.45** を掛けた値が金額となります。

※実際の料金は算定の端数計算上、数円単位の誤差が生じる可能性があります。

※上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本料金
も自動的に改訂されます。その場合は事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

<短時間型>

利用者の 要介護度	通所介護費(通所型サービス) [1月につき]			
	基本単位	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
要支援1	1,551 単 位	1,620 円	3,241 円	4,862 円
要支援2	1,551 (週1回の計画) 単 位	1,620 円	3,241 円	4,862 円
	3,121 (週2回の計画) 単 位	3,261 円	6,523 円	9,784 円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		単位数	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金

		千円数	(1割負担の方)	(2割負担の方)	(3割負担の方)	
生活機能向上 連携加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	200 単位	209 円	418 円	627 円	
生活機能向上 連携加算Ⅱ 2		100 単位	105 円	209 円	314 円	
栄養改善加算	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	200 単位	209 円	418 円	627 円	
口腔機能向上加算 (Ⅰ)	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	150 単位	157 円	313 円	470 円	
口腔機能向上加算 (Ⅱ)		160 単位	168 円	335 円	502 円	
一体的サービス 提供加算	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	480 単位	502 円	1,004 円	1,505 円	
科学的介護推進 体制加算 (1月につき)	・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、 口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身 の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に 提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、 サービスの提供に当たって、上記の情報その他 サービスを適切かつ有効に提供するために必要 な情報を活用していること。	40 単位	42 円	84 円	126 円	
事業所評価加算	当該加算の算定基準に適合し、か つ評価対象期間中、利用者の用支 援状態維持・改善の割合が一定以 上となった場合(1月につき)	120 単位	126 円	250 円	376 円	
サービス提供体 制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要 件を満たす場合 (1月につ き) ※加算Ⅰイ、加算Ⅰロ又 は加算Ⅱのいずれか1つ を算定する	要支援1	88 単位	92 円	184 円	276 円
		要支援2	176 単位	184 円	368 円	552 円
サービス提供体 制強化加算Ⅱ		要支援1	72 単位	75 円	151 円	226 円
		要支援2	144 単位	150 円	301 円	451 円
サービス提供体 制強化加算Ⅲ		要支援1	24 単位	25 円	50 円	75 円
		要支援2	48 単位	50 円	100 円	150 円
介護職員処遇改 善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ～Ⅴのいずれか1つを算 定する。 ※当該加算は区分支給限度額の算 定対象から除かれます。	利用単位の5.9%				
介護職員処遇改 善加算Ⅱ		利用単位の4.3%				
介護職員処遇改 善加算Ⅲ		利用単位の2.3%				
特定介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 Ⅰ・Ⅱのいずれか1つを算定する。	利用単位の1.2%				
特定介護職員 処遇改善加算Ⅱ		利用単位の1.0%				
ベースアップ等 支援加算	処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを 取得していること	利用単位の1.1%				